

流山市農業委員会
平成21年第11回
総会議事録

平成21年11月25日召集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成21年11月総会議事録

1 期 日 平成21年11月25日(水)

2 場 所 流山市役所306会議室

3 議長名 高市 正義

4 出席委員(14名)

2番 藤井 俊行	3番 坂巻 忠志
4番 中村 敏則	5番 大作 榮
6番 根本 隆	7番 小林 常男
8番 須郷 英夫	10番 渋谷 辰夫
11番 戸部 源房	12番 秋間 高義
13番 石井 勇	14番 大塚 侃
15番 吉田 松衛	16番 高市 正義

5 欠席委員(2名)

1番 水野 敬久	9番 水代 啓司
----------	----------

6 書記名 臨時職員 乗松 健

7 事務局 事務局長 池田 孝
事務局次長 岡田 敏夫
事務局次長補佐 吉田 勝実

8 会議目次

- (1) 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可) 1
- (2) 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) 2
- (3) 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用・
県許可) 5
- (4) 議案第54号 農用地利用集積計画の決定について 9
- (5) 議案第55号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願につ
いて 10

(6) 議案第 5 6 号	農地取得下限面積の引き下げについて	1 2
(7) 報告第 1 7 号	農地一時使用について	1 4
(8) 報告第 1 8 号	農地法第 5 条許可に伴う工事の進捗状況について	1 6
(9) 報告第 1 9 号	専決処理の報告について	1 6
(1 0) 報告第 2 0 号	総合農政検討委員会の報告について	1 7

開会 午後3時02分

高市議長 ただいまから平成21年第11回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員14名、欠席委員は2名であります。

よって定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員を指名いたします。3番坂巻委員、6番根本委員を指名いたします。

また、会議の書記として乗松臨時職員を任命いたします。

これより議事に入ります。

本日の議案につきましては、お手元に配布してありますとおり、議案第51号から議案第56号及び報告第17号から報告第20号であります。

高市議長 それでは、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 それでは、議案書の1ページでございます。

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年11月25日提出 流山市農業委員長 高市 正義

今月の3条の許可申請は、1件でございます。

初めに申請者でございますが、権利者の年齢は68歳で兼業として農業を営んでおります。申請地は、流山市深井新田の田、449平方メートルでございます。移転の原因は売買で、農業経営規模の拡大を図るため、農地を購入しようとするものでございます。案内図は、1ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。

渋谷委員長。

渋谷委員長 議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

最初に、申請者であります。権利者の年齢は68歳で、職業は兼農であります。

本件につきましては、関係者からのヒアリングを行っております。

この主な内容であります。まず、申請事由としては、経営規模の拡大を

図るためということでありました。

次に、申請に至った経緯などについてお聞きいたしました。

まず申請に至った経緯ですが、申請地は権利者のお宅のすぐ東側にありますが休耕地となっていたため、今までも権利者が自宅と申請地の境の草刈りを行っていたそうであります。

このことから申請地は耕作利便も良いため、土地所有者に売買のお話をしまして今回の申請に至ったものであります。

次に権利者の営農状況ですが、農業従事者は申請者とその奥さんで長男も手伝ってくれるそうであります。

また、耕作に必要な農器具も揃っているとのことでありました。

最後に売買価格につきましては、1坪当たり約2万5千円とのことでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案につきましては全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の2ページでございます。

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)
農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年11月25日提出 流山市農業委員長 高市 正義

今月の恒久転用による5条許可申請は、1件でございます。

初めに申請者でございますが、権利者は流山市内で鋳物製造業を営んでお

ります。申請地は流山市西深井の畑454平方メートルでございます、移転の原因は売買でございます。転用目的につきましては、工場敷地内の資材の置場が手狭になっているため、金属かごや木製パレットなどを置くための資材置場としたいというものでございます。所要資金は、約1,573万円で、これを全額自己資金で賄う計画でございます。案内図につきましては2ページと3ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。

渋谷委員長。

渋谷委員長 議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の恒久転用は1件で、関係者からのヒアリングと現地調査を行っております。

最初に申請者であります、権利者は現在、流山工業団地内に本社と工場があり、主な業務としては自動車用部品や産業機械部品の金型などを作っている会社であります。

次に転用目的並びに転用理由であります、転用目的は資材置場でありまして、現在の工場内にある置場が手狭となり作業効率も悪いため、製造過程に直結しない、「金属かご」や「木製パレット」等の資材を置くための用地として使用したいというものであります。

また申請地は、工場から広い道路で結ばれ、約1キロメートルと利便性も良く管理もしやすいことから今回の申請に至ったものであります。

なお今回の事業計画としては、申請地のほか道路のセットバック分として、地目が宅地、20.30平方メートルと合わせまして開発面積の合計としては474.30平方メートルとなっております。

次に整備計画については、周囲を1メートルのフェンスで囲い、資材を置く場所については、砂利敷き、また出入り口部分につきましてはコンクリート敷きとする計画でありました。

次にその他といたしまして、車の出入りは大型車を使用せず2トン車を使用する。また倉庫などの建物は建築しないことなどを確認いたしました。

最後に資金計画については、用地費及び整備費を合わせまして約1,573万円で、これを全額、自己資金で賄うものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案につきましては全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は挙手をお願いいたします。

2番委員（藤井委員） 資材ということなのですが、金属類等が多いようですが、雨ざらしでも大丈夫ということなののでしょうか。将来的に屋根がかかってしまうということはないのでしょうか。

吉田次長補佐 ただいまの御質問でございますが、この点につきましては小委員会のヒアリングの時にも委員さんからお聞きいただきました。このことにつきましては、雨に濡れても大丈夫な資材を置くということでございます。

高市議長 よろしいですか。

2番委員（藤井委員） はい。

高市議長 ほかに何かございますか。

12番委員（秋間委員） 現地の地図を見させていただきましたが、大型車は通らないということなのですが、道路がちょっと狭いような。市道02048号線ですか、幅が2.943メートルと狭いようですが、近隣とのすれ違いなどはできるような道路なのでしょうか。どうゆうふうな形で入るようになるのか説明いただければと思います。

高市議長 はい、事務局。

池田局長 ただいまの御質問ですけれども、図面の方、横長のA3の図面を見ていただきましたんですけれども。網掛けの部分があるかと思えます。この部分につきましては、今回の権利者が道路部分として用意すると。ただ、帰属は、権利者のものとなっておりますけれども、この部分を拡幅して使用するということになっております。以上でございます。

12番委員（秋間委員） わかりました。そうするとこの網掛けの部分に車が入って荷物の出し入れをそこで行うということなのでしょうか。この細い所の位置には車は止めないということでしょうか。

池田局長 車については、地図の車線部分を曲がり口にして敷地内に入るということでございます。

12番委員（秋間委員） わかりました。

高市議長 ほかにございますか。

11番委員（戸部委員） 特殊な資材ということで盗まれることはないと思いますがこのへんに対しては、事業者はどういうふうに考えているのでしょうか。

吉田次長補佐 ただいまの件でございますが、周囲につきましては約1メートルのフェンスで囲むということになっております。また、正面出入口につきましては鉄の門扉に施錠をするということ聞いております。また、この

会社の専務さんがこの資材置場の近くにお住まいということで、日常の管理の監視もできるということでございます。

11番委員（戸部委員） わかりました。

高市議長 ほかにございませんか。質疑ございませんか。

（なしの声あり。）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用・県許可）」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の3ページでございます。

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用・県許可）

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年11月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

今月の一時転用による5条許可申請は、1件でございます。

初めに申請者でございますが、権利者は柏市で土木業を営んでおります。

申請地は流山市このす台の田2筆、551平方メートルでございます。移転の原因は使用貸借でございます。転用目的は、土砂等の利用による農地造成でございます。

本案につきましては、今年3月に開催いたしました農業委員会総会で御審議いただきました議案第12号の農地造成案件と同じ業者でございますが、このたび前回の埋立て造成工事が完了したことから、引き続きこの北側にある田の農地造成を行うため今回の申請があったものでございます。

所要資金は165万円で全額自己資金で賄う計画でございます。

他法令の関係につきましては、流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が該当し、現在手続き中でございます。

案内図は4ページと5ページでございます。

なお、最後になりましたが、本案につきましては前回の埋立許可と同様に、柏市分の埋立て申請と合わせて事務手続きが行われますことから、本案につ

きましては県知事許可案件となるものでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。

渋谷委員長。

渋谷委員長

議案第53号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の一時転用は1件で、本案につきましても、関係者からのヒアリングと現地調査を行っております。

最初に転用目的ではありますが、申請地は、柏市に隣接する湿地状態で、耕作のしづらい谷津田となっているため、農地造成を行い、畑へと改良しようとするものであります。

権利者は土木業を営んでいまして、主に柏市などで農地造成を行っており、流山市内においても、今年の4月に、農業委員会の許可を受け、このす台の農地造成を行った実績のある業者であります。

次に、事業計画の概要ではありますが、埋立て面積は、前回と同様に、埋立て予定地が流山市と柏市にまたがっております。流山市分としては、551平方メートルであります。

なお、埋立て予定地の中には、農地以外の原野及び水路用地も含まれておりまして、流山市分の埋立てする総面積としては、約1,100平方メートルとなっております。また、柏市分の埋立て面積は、約4,600平方メートルとのことであります。

次に、埋立て方法等については、天地返しを行い、搬入する土砂は、約1,300粒米で、1メートルの覆土を行うとのことであります。

また、土砂の搬入には、10トン車を使い、1回あたりの搬入量は5.5粒米、1日平均で3台から4台分を搬入する計画であります。なお、この搬入車両の通行に関しましては、住民の方々への説明も行うとのことであります。

次に、埋立て期間等については、工事期間は平成22年12月までを予定しており、農地造成後は、粟の作付けが計画されておりました。

最後になりましたが、他法令の関係につきましても、流山市の土砂等の埋立て条例が該当し、現在申請中であります。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案につきましても、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方はいらっしゃいますか。

2番委員（藤井委員） 前回、埋立て工事が行われたわけですが、前回の工事のときに近くの老人ホームや或いは通行に係わる近隣の住宅から、前回の工事に係わってクレームですとか騒音、埃、通行の安全性、そういった部分のクレームがあったのかどうか、分かれば教えてください。

吉田次長補佐 ただいまのお尋ねでございますが、特にクレーム、苦情の連絡は入っておりません。

2番委員（藤井委員） 先ほど、委員長の報告でも近隣の方たちに対する安全対策について説明を行うということでしたので、当然こういった老人ホーム等にも説明を行うかと思いますが、その辺は行政の責任のもと必ず実施するようにお願いしたいと思います。

池田局長 前回も小委員会の中で、近隣自治会、それと老人ホーム等に必ず搬入について報告協議をしてくださいという旨の指導をしたところで、今回も同じでございます。

12番委員（秋間委員） 地図を見ますと水路があるようですが、この水路についてはどのようになるのか。そのまま埋めてしまって元の水路は大丈夫なのかどうか。その点についてお聞かせください。

吉田次長補佐 ただいまのお尋ねでございますが、前回、3月の時と同様に引続き造成をやるものでありますが、今回も状況は同じでございます。水路用地も含まれております。こちらの水路につきましては、実際の水路としての機能はしていないということで、河川担当の方とも話をしたようで、埋立てにあたっては水路の機能がないためそのまま埋め立てしても良いですということです。ただ、水路境界杭を設置して水路用地としての部分は明確に確保してくださいということで前回指導がありまして、今回もこれと同様にして行うということでございます。

高市議長 ほかにございますか。

11番委員（戸部委員） 許可する上にあたってですね、3月の第12号で許可しましたよね。その土地がどうなっているかが肝心だと思うんですが。そこら辺はどうでしょうか。

吉田次長補佐 前回の埋立ては完了しておりまして、事務局に完了報告が出されております。また、事務局でも現地調査をいたしまして埋立ての完了を確認しております。周りにつきましては芝の吹き付け等がされておりまして、土の流出がないように施されておりまして、また、栗の植え付けはまだして

いないようございまして、完了がまだ終わったばかりですので、これから栗の植え付けが行われるものと思っております。

1 1 番委員（戸部委員） 現地で聞いたところでは、老人ホームに貸すというのを聞きましたけれどもどうでしょうか。

吉田次長補佐 近隣に施設がございまして、その方たちの菜園として活用していただいているということでございます。

1 1 番委員（戸部委員） わかりました。

3 番委員（坂巻委員） 先ほども御質問があった件ですが、これは前もそうですが、土砂の搬入路は基本的には、柏側、スーパーの方から入ってくるというのが、16号、それから江戸川台に入ってくるというのが基本ですか。

吉田次長補佐 はい。

3 番委員（坂巻委員） では、一点だけ。証拠を取ったわけではないので、はっきり申し上げられない部分もあるんですが、ダンプカーが東急団地を抜けて図書館の前を通って行く車両を何度か見ております。工事現場まで入って行ったかまではおいておきますが、そういう状況が私としては見られましたので、そこは徹底していただきたいと思えます。通ってはいけないとは言いません。ちゃんと許可を取って地域住民の説明があれば。結果的に清美園の工事もやっているわけですから、それとごちゃごちゃになってダブるようなクレームが来ても市としても良くないことですから、そこだけは徹底していただきたいと思えます。要望です。

岡田次長 その件につきましては、申請があった時に委員さんからもお話をいただきましたので、そちらは通っていないですねと確認してございます。そうしたところ、申請者は、ダンプカーの運転手が誤ってそちらを通ったことは1、2度あるということはおっしゃっていました。今後はそういうことがないように必ずスーパーの側から通行するように厳しく指導してまいります。

3 番委員（坂巻委員） わかりました。

高市議長 ほかに質疑ございますか。

（なしの声あり。）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の4ページでございます。

議案第54号 農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成21年11月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

今月の利用集積は、新規が1件、更新が2件でございます。

最初に新規の1番でございますが、流山市平方の田5筆、1,968平方メートルでございます。案内図は6ページでございます。

次に議案書の5ページでございます。更新の2番でございますが、流山市南の田1筆、1,031平方メートル、畑5筆、1,832平方メートルでございます。案内図は7ページでございます。

次に更新の3番でございますが、流山市中野久木の田3筆、2,061平方メートルでございます。案内図は8ページでございます。

次に議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。こちらは、今年度の利用集積事業の累計表となっております。また、お手元には資料として各委員ごとの利用集積事業実績表を配布させていただいております。引き続き、委員の皆様におかれましては、新規の掘り起こし並びに更新にご尽力をいただけますようよろしくお願いしたいと存じます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。

渋谷委員長。

渋谷委員長 議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は新規によるものが1件、更新によるものが2件、合計で3件であります。

最初に新規の1番であります。5筆はすべて水田でありまして現在は、水稻の刈入れが終わった状況であります。

次に更新の2番と3番であります。今回貸借期間が満了することに伴い、引き続き貸借を継続したいというものでありまして、本件につきましても水稻の刈入れ並びに畑については、春菊やピーマンなどの作付けが行われておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案につきましては全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は挙手をお願いいたします。

高市議長 質疑ございませんか。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。本案について委員長の報告のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は承認することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第55号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の7ページでございます。

議案第55号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成21年11月25日提出 流山市農業委員長 高市 正義

今月の証明願いは2件でございます。

最初に1番でございますが、流山市平方の登記簿畑、現況宅地、409平方メートルでございます。土地の地目変更登記申請をするため証明願があったものでございます。案内図は9ページでございます。

次に2番でございますが、流山市西深井の登記簿畑、現況宅地、114平方メートルでございます。土地の地目変更登記申請をするため、証明願があったものでございます。案内図は10ページでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。

渋谷委員長。

渋谷委員長 議案第55号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証

明願について」御報告いたします。

本案につきましては審議に先立ちまして現地調査を行っております。

最初に1番であります。申請地は申請人が住んでいる母屋の北側にあり、地目は畑となっておりますが昭和34年以前からこの母屋などの保護のために、防風林として樹木を植栽し現在に至っているとのことでありました。

また申請書の提出にあたっては、昭和44年に撮影された航空写真も添付されておりました。

なお本件の現地については、主に樹木がある状態でしたが変更後の地目が宅地とするものであるため、確認のため関係者からのヒアリングも行いました。

この点につきましては、筆ごとに見た場合には山林とも見受けられましたが、住宅地全体としての利用形態から、宅地の一部として判断することが妥当であるとの意見に達しました。

次に2番であります。まず申請者については相続財産管理人となっております。

これにつきましては、登記簿上の所有者は平成16年に亡くなられておられて、この方は多額の負債を抱えていたということで、相続をされる方がこの土地を含めまして、相続放棄をしたため相続財産管理人がついたということでありました。

次に申請地であります。母屋の東側に隣接しておられて地目は畑となっておりますが、昭和63年頃に家屋が建てられ現在に至っているものでございます。

なお、本件につきましても、申請書の提出にあたっては平成元年に撮影された航空写真が添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については全会一致をもってそれぞれ証明相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方いらっしゃいますか。

11番委員(戸部委員) 1番ですが、同じ小委員会ですから現地調査をやった時に、いろいろ税金問題が払っていないと聞きましたが、そこらへんいかがなものでしょうか。

吉田次長補佐 市税を5年ほど払っていないということできいております。

11番委員(戸部委員) そういうことなので、これが許可になれば市税を

納めるところに言っておいた方が良くと思いますので、よろしく願いいたします。

高市議長 よろしいですか。質疑なしと認めてよろしいですか。

(なしの声あり。)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。本案について委員長の報告のとおり、証明することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。よって本案は承認することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第56号「農地取得下限面積の引き下げについて」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の8ページでございます。

議案第56号 農地取得下限面積の引き下げについて

農地法第3条第2項第5号に係る別段面積の引き下げを次のとおりとする。

平成21年11月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

農地法第3条第2項第5号に係る別段面積(30アール、市内全域)

別段の面積の設定に当たっては、農林水産省がパブリックコメントで示された別段の面積の基準(案)に照らして協議し、別段の面積を設定した。

また基準(案)が政省令等の公布時において特段の修正がない場合には、施行日と同時に公示する。

以上でございますが本案につきましては、今回の改正農地法によりこれまで知事が定めていた「別段の面積」は施行と同時に廃止され、施行後の下限面積は本法に規定されている「北海道では2ヘクタール、都道府県では50アール」となること。また改正農地法では、下限面積の「別段の面積」の設定については、現行の都道府県知事に代わり農業委員会が定めることとされており、このため現在の本市の農地取得下限面積につきましては、40アールとしておりますが、法律の施行により再び50アールとなるため、本案において再度、農地の取得下限面積を設定しようとするものでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。

戸部委員長。

戸部委員長 議案第56号「農地取得下限面積の引き下げについて」

本案に関する流山市総合農政検討委員会における審議の経過と結

果について御報告いたします。

総合農政検討委員会は、去る 11 月 16 日委員多数の御出席をいただき開催いたしました。

当日の議題は「農地取得下限面積の引下げについて」であります。

本案については、本年 12 月に予定されている改正農地法の施行に伴い、これまで知事が定めていた「別段の面積」は施行と同時に廃止され、従来の「別段の面積」を継続する経過措置もないため千葉県での施行後の下限面積は本法に規定されている 50 アールとなります。

また、改正農地法では、下限面積の「別段の面積」の設定については、現行の都道府県知事に代わり農業委員会が定めることとされております。

このため現在の本市の農地取得下限面積につきましては、40 アールとしていますが、法律の施行により再び 50 アールとなるため再度、農地の取得下限面積を設定しようとするものであります。

なおこのことにつきましては、昨年 9 月の農業委員会総会において増大する耕作放棄地解消対策の一環として、新規就農者に対する支援策の一手段として農地取得の際の下限面積を現行の 40 アールから 30 アールに緩和することについて、当時は県が下限面積を設定しておりましたので、これを県に要望するため御審議をいただいたところであります。

本市における耕作放棄地の現状については平成 17 年農業センサスによると 81.92 ヘクタールとなっております。解消施策、活用施策としてはこのような現状を踏まえた上で新規就農者の確保及び遊休農地の解消を図るためには農地流動化の根本となる農地取得の際の下限面積を緩和する必要があるのではないかということでありました。

また、下限面積の高さが原因となり農地の流動化を妨げ新規就農及び遊休農地の解消の障害となっている場合があるということでもあります。

さらには、つくばエクスプレス沿線地域をはじめとした区画整理事業が各地で急速に進み、土地の減歩により農地面積も減少している状況も踏まえ、農地取得の際の下限面積を緩和することは農地の流動化に大きく寄与し新規就農者など新たな担い手による遊休農地解消のための一方策となると考えられます。

これらのことから、再度慎重に検討した結果、本市の農地取得下限面積を市内全域 30 アールに緩和することで一致いたしました。

以上で総合農政検討委員会の御報告を終わります。

よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方いらっしゃいま

すか。

2番委員（藤井委員） 40アールから30アールにするということで、農業従事者の数を活性化してということですが、どの程度増えていくという感覚でいるのかというのは分かるのでしょうか。

戸部委員長 新規就農者は昨年は2件でした。今、日本全体の中で農業が脚光を浴びてきています。そういう意味では、そういう人たちも今後積極的に受け入れていこうという意味ですね考えています。具体的な数値はですね何件かは言えませんけれども、なるべく新規就農者を増やしていきたいと考えております。

2番委員（藤井委員） 農業委員会事務局に要望しますが、ただ40アールから30アールに下げただけでは新規就農者は増えてこないと思うので、ホームページや広報等さまざまな媒体を使って掘り起こし策を積極的にやっていただいて都心から一番近いところで農業ができるというようなキャッチコピー等を作っていただいてやっていただければと思います。要望です。

池田局長 新規就農につきましては、例えば改正農地法の関係で一般企業の参入も可能になってきているという状況でございます。また、法人化の推進もしていかなければなりません。それから30アールに引き下げたことによって新規就農希望者の負担軽減を図れるということで、トータル的に考えますと12.5ヘクタールの不耕作地を現在目標として解消を図ろうということで目標を掲げておりますので、それも含めまして農地の活用等を図っていきたいと思っております。今、御要望がありました件につきましてもホームページ等で表示させていただきたいと思っております。

高市議長 今のは要望でしたが、要するに30アールに設定すると。もしそれがなければ50アールに戻りますということです。50アールになると委員が言われるようになかなか新規就農者が参入しにくくなりますので、いずれにいたしましても、流山市の場合ですと30アールが妥当であるというふうに考えております。

高市議長 他に御意見ありますか。

（なしの声あり。）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。本案について委員長の報告のとおり、引き下げすることに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。よって本案は原案のとおり引き下げすることに決定いたしました。

高市議長 次に、報告第17号「農地一時使用について」報告を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の9ページでございます。

報告第17号 農地一時使用について

農地一時使用について、次のとおり届出があったので報告する。

平成21年11月25日報告 流山市農業委員長 高市 正義

届出地につきましては、流山市前ヶ崎の畑1,841平方メートルの内120平方メートルでございます。使用目的につきましては、流山市が発注しました流山市道251号線(前ヶ崎2号補助幹線)の道路拡張工事の実施に伴い、この工事に係るU字溝やブロック・砕石等の資材及び工事車両の置場として使用するものでございます。使用期間につきましては、平成21年10月1日から平成22年3月31日でございます。

案内図は11ページでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

2番委員(藤井委員) U字溝等でしたら撤去すればすぐ畑として耕作ができると思いますが、砕石などを置かれた場合には畑に復旧するのが非常に難しくなると思いますが、現在耕作している畑を耕作をやめて資材置場として使用するのか、若しくは耕作放棄をされている畑なので砕石が入っても将来的には問題がないとか、その辺について状況を教えていただきたいと思えます。

岡田次長 現地は耕作をされております。当然、砂利等が入りますと耕作が不可能になりますので、畑にシートを引きまして、その上に砕石を置くということでございます。

高市議長 よろしいですか。

2番委員(藤井委員) はい。

高市議長 他にございますか。

12番委員(秋間委員) 資材置場への車両の搬入路はどのような形で車が入ってくるのでしょうか。

岡田次長 この場所への車の搬入ですが、この場所は現在工事中は御存じだと思いますけれども、その工事中の道路のすぐそばでございますので、道路から積み下ろしが可能でございます。

12番委員(秋間委員) 搬入経路はどうでしょうか。

岡田次長 搬入経路までは確認してございませんけれども、その場所を工事のために資材置場を一時そこに置くということで届出があったものでございます。

高市議長 よろしいですか。

12番委員（秋間委員） はい。

高市議長 他にございますか。

（なしの声あり。）

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第18号「農地法第5条許可に伴う工事の進捗状況について」報告を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の10ページでございます。

報告第18号 農地法第5条許可に伴う工事の進捗状況について

農地法第5条の規定により許可を受けた土地の工事進捗状況について、次のとおり報告書の提出があったので報告する。

平成21年11月25日報告 流山市農業委員会長 高市 正義

本件につきましては、今年の11月に流山市西深井地先において霊園及び駐車場用地とするための農地転用許可を受けたところでございますが、工事の施工にあたりまして、搬入路である県道5号線の側道、旧流山有料道路の脇でございますが、この側道の管理が道路公社から県に移管される時期と重なりました道路を使用するための申請手続き先について、道路公社が受けるのか、県が受けるのか、なかなか決まらず申請手続きに時間を要したものでございます。

また、同じく搬入路となっておりました野田市道52168号線においては、流山市の上水道新設工事が平成21年6月から行われ、その後稲刈りの時期とも重なったことなどから、土砂の搬入ができなかったため、工事期間の延長が必要になったものでございます。これにより工事完了予定を平成22年9月に延長したいということから、進捗状況の届出があったものでございます。

案内図は12ページでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

（なしの声あり。）

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第19号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の11ページでございます。

報告第19号 専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成21年11月25日報告 流山市農業委員長 高市 正義

最初に1番、農地法第4条第1項第5号の規定による届出でございます。これは先月の10月分でございます。全部で2件の届出がございました。転用目的別では住宅用地が1件、公衆用道路が1件でございます。

以上2件、2筆744平方メートル、内訳は田2筆744平方メートルでございました。

次に議案書の12ページでございます。2番、農地法第5条第1項第3号の規定による届出でございますが、これも10月分でございます。全部で10件の届出がございました。移転の原因では、売買が8件、贈与が1件、賃貸借が1件でございます。転用目的別では、住宅用地が6件、店舗が1件、宅地拡張が1件、駐車場が2件でございます。

以上10件、22筆7,166.97平方メートル、内訳は田が5筆1,120.32平方メートル、畑が17筆6,046.65平方メートルでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり。)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第20号「総合農政検討委員会の報告について」報告を求めます。

戸部委員長。

戸部委員長 報告第20号「総合農政検討委員会の報告について」報告いたします。

総合農政検討委員会では、農地取得下限面積の引下げのほか、「平成21年度農業委員農政視察研修について」検討いたしました。

今年度の視察研修については先に一旦中止したところですが、改めて事務局から視察先については先ほども御報告いたしました。81.92ヘクタールの耕作放棄地の解消策を検討するため、その一環として農地銀行活動でその解消に成果を上げている甲府市農業委員会と、現在市が検討している農産物直売所設置についての参考とするため、本年10月全国直売所研究会な

どが主催した「直売所甲子園2009」で優勝した、山梨県中央市の「道の駅とよとみ農産物直売所」について提案がありました。

検討の結果、事務局の提案のとおり耕作放棄地の解消と農産物直売所設置についての参考とするため、甲府市農業委員会と「道の駅とよとみ農産物直売所」を視察することといたしました。

次に日程については、来年1月総会終了後の1月26日火曜日、27日水曜日といたしましたので、御予定のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、視察先とは既に受け入れについての協議が整い了承を得ております。

以上で総合農政検討委員会の報告とさせていただきます。

高市議長 ただいま報告がありました、農地銀行の関連で甲府市の方にお伺いするというので先方さんには御了承をいただいているということであり、御質問はございますか。

14番委員（大塚委員） 宿泊先は決まっているのでしょうか。それと1月の総会はいつになるのでしょうか。

岡田次長 1月の予定につきましてはまた御報告いたしますけれども、総会は1月25日を予定してございます。そのあとの26日、27日を視察日と予定しております。宿泊先につきましては、旅行業者の方に依頼中でございます。

高市議長 また、12月の総会で報告できると思いますの、御了承願いたいと思います。

戸部委員長 よろしく願いいたします。

高市議長 ありがとうございます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、定例総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時08分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成21年11月25日

議長 流山市農業委員会 会長 高市 正義

流山市農業委員 坂巻 忠志

流山市農業委員 根本 隆